

第 2 2 回 浜田市農業委員会総会議事録

日 時：令和 4 年 11 月 25 日（金）午前 9 時 30 分
場 所：浜田市役所 4 階 講堂 AB

1 出席委員

【農業委員】(12 名)

1 番 原田 義一	2 番 三浦 寿紀	3 番 佐々木 京子	4 番 柿元 信次	10 番 宮崎 龍生
11 番 玉田 一	12 番 高橋 伸幸	13 番 大崎 健太	14 番 中田 善喜	15 番 林 秀司
16 番 佐々森 義見	18 番 奥迫 忠幸			

【農地利用最適化推進委員】(14 名)

1 番 前田 正典	2 番 徳田マスエ	3 番 永見 繁廣	5 番 小川 明人	6 番 領家 悟
8 番 岡本 定文	9 番 藤若 裕香	10 番 橋本 安延	12 番 小松原 常雄	14 番 河野 恒弘
16 番 田村 邦麿	17 番 岡田 勝	18 番 大谷 数義	19 番 長野 昭三	

2 欠席委員

【農業委員】(7 名)

5 番 川本 聖光	6 番 野上 省三	7 番 岡本 健治	8 番 青葉 真	9 番 河崎 健
17 番 渡辺 弘之	19 番 松山 純久			

【農地利用最適化推進委員】(4 名)

4 番 小谷 保雄	11 番 串崎 美之	13 番 渡邊 弘登	14 番 近重 邦昭
-----------	------------	------------	------------

3 提出議案

○議 案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について

議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (5 件)

議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (4 件)

議第 5 号 転用統制外証明願について (6 件)

令和 4 年 11 月 25 日

浜田市農業委員会
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
産業経済部農林振興課 : 松本事務員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議長 (2番 三浦職務代理)</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 原田会長が少し遅れられるということで、職務代理の私が議長をいたします。</p> <p>それでは、ただいまから第22回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席は、 農業委員の 5番 川本委員、6番 野上委員、7番 岡本委員、8番 青葉委員、9番 河崎委員 17番 渡辺委員、19番 松山委員 推進委員の 4番 小谷委員、11番 串崎委員、13番 渡邊委員、14番 近重委員 以上11名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、 3番 佐々木委員、15番 林委員、9番 藤若委員 以上3名の方から早退の届出が出ております。</p> <p>議事録署名者は、「12番 高橋委員」「13番 大崎委員」です。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日は、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請の「28号」について、事業実施者に説明に来ていただいておりますので、この案件について、最初に採決いただきます。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>この案件につきましては、事業内容の詳細をお伺いしたいということで、関係事業者の方に出席いただいております。 事務局説明のあと、事前質問等に対しまして事業実施者の方に説明をお願いしたいと思います。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請の「28号」について、説明させていただきます。 土地の所在は「国分町の畑、1筆、3,370㎡のうち2,392㎡」です。 転用目的は「建設用骨材として使用するための砂採取」で一時転用の許可申請です。 申請地は、農用地区域内農地、都市計画区域内の用途指定なしです。 砂採取期間は、許可日から3年間の予定です。 周辺との関係等については「埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、被害防止対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」という申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「28号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>14番 中田委員 37:12</p>	<p>現地確認にまいりましたところ、非常に道路が狭く大変なところだと感じています。 どのように採取されるのか確認はしておりませんが、上の道路は大体4m近くあると思いますが、舗装は3.5m位と思います。下の道路は4m位あって広いのですが、接続は難しいのではないかと考えております。 その他、砂を取った場合は、左右の畑や道路が陥没しないかと心配しております。 以上ですが、委員の皆さんのご判断をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請の「28号」について説明が終わりました。事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事前質問説明)</p>	<p>事前の質問が、2番 三浦委員からありました。 質問の内容は、砂の採取予定量はどのくらいですか。 埋め立て土砂が流出し、周辺の農地に影響がないように被害対策には万全を期すとありますが、その圃場は深く陥没します。その場所へ土砂を埋め戻して畑を復元するのですか。その土は、農産物栽培に適した土ですか。それを誰が確認しますか。 というご質問です。 なお、質問の回答等、説明につきましては、事業実施者から説明していただきます。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>事業実施者 (事前質問回答)</p>	<p>事業実施者のあいさつ 「砂の採取予定量」については、25mの60m、最大掘削深8.8m、5,959 m³です。 「埋め立て土砂」については、現地は畑ですので表土を剥がして現場に残しておき、建設発生残土で埋め立て後、表土は現地に戻しています。 今までも畑はそのようにしています。 「誰が確認しますか」につきましては、 土地所有者に工事完了後、土の具合を確認していただきます。 島根県については、砂採取法があるため申請を出しており、工事完了後に検査されます。本日も別の現場で完了の確認をされます。 浜田市建設企画課については、床掘で山を切ったりする法面ではないのですが法面ができるので、景観条例の関係で指示があり検査されます。 また、土地の形質の変更の確認で、土地が3,000 m²以上になると形状を変える申請が必要です。現地は、3,000 m²以上ないのですが何かあってはいけないので、浜田市建設企画課に確認をいただいています。 また、必要であれば農業委員の皆さんにもお願いしようと思っています。 先ほど現地確認の委員さんからご意見のありました道路の関係ですが、道路管理者にも立会をお願いしております、公道なので問題はないと思います。 また、この道路を使われています三島ファームさん、夕陽ヶ丘にはあいさつに行って、色々指導を受けています。 トラックが入ってくるので、現在、立木などが道路に被っているのですが、その隣接の所有者の方にも伐採の許可をいただいて実施予定です。 道路については、3mより広いと思われまして、大丈夫と思います。また、何かあれば、道路の補修はいたします。 ご質問の内容等については、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
<p>14番 中田委員</p>	<p>はぎ取った表土は、どこに置かれるのですか。 表土の厚さはどれくらい、何センチ位に考えておられますか。</p>
<p>事業実施者</p>	<p>同じ土地(地番)に余裕を取っており、その場所へ置くようになっております。 表土の厚さは、40 cm位です。</p>
<p>14番 中田委員</p>	<p>圃場整備で水田の場合は水を入れてやわらかくなるので50 cm位の厚さにしていただいているのですが、畑であれば40 cm位あれば良いかと思えます。</p>

議長	その他、ご意見ご質問はありませんか。
委員	質疑なし
議長	無いようですので、採決に入ります。 議第4号、農地法第5条の規定による許可申請の「28号」について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全委員です。承認といたします。 (農地法第5条の規定による許可申請「28号」終了、事業実施者退席)
議長	続きまして、議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は「5件、13筆、25,408㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。 公告期間は、「令和4年11月28日から令和4年12月11日」までの14日間、開始日を「令和4年12月1日以降」としております。 なお、事前のご質問、ご意見等はありませんでした。
議長	議第1号、農用地利用集積計画の策定について、説明が終わりました。 皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委員	質疑なし
議長	無いようですので採決に入ります。 農用地利用集積計画について、原案どおり承認いただける方の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全委員です。承認といたします。
議長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、5件です。 事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>「10 号」について説明します。</p> <p>土地の所在等は金城町下来原の田、1 筆、1,458 m²で、有償移転にかかる申請です。</p> <p>譲渡事由は、農業用機械等もなく耕作放棄状況であり、今後も耕作する見込みがないため、譲受事由は耕作放棄の解消及び自作地拡張で、桃を栽培される予定です。</p> <p>周辺地域との関係等については、周辺農地に支障はないという申請です。</p> <p>「11 号」について説明します。</p> <p>土地の所在等は、弥栄町稲代の田畑、5 筆、10,141 m²で、親子間の贈与により所有権移転の許可申請です。</p> <p>譲渡、譲受事由は、「農業次世代人材投資資金」の事業継承の要件を満たすための所有権移転です。</p> <p>周辺地域との関係等については、父から子への贈与であり、耕作状況に変更なく、水稻・野菜などを作付けされます。</p> <p>農薬の使用については、地域の防除基準に従う。万が一これらの事項で問題が生じた場合、関係者間で協議の上、責任を持って対処するという申請です。</p> <p>「12 号」について説明します。</p> <p>土地の所在等は、金城町七条の畑、1 筆、207 m²で、有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>譲渡事由は、本人及び家族が高齢等のため耕作困難できないため、譲受事由は自作地を拡張し、野菜などを栽培される予定です。</p> <p>周辺農地との関係等については「作付けを行うことにより、周囲に及ぼす影響は特にない。」という申請内容です。</p> <p>「13 号」について説明します。</p> <p>土地の所在等は、宇野町の田畑、19 筆、7,538 m²で、無償贈与による許可申請です。</p> <p>譲渡事由は、県外在住で高齢であり農地の管理ができないため、譲受事由は自宅に近く、譲受人と協議の結果耕、作放棄となるのを避けることも兼ねて、無償贈与することとなり、水稻、一般野菜、果樹を栽培される予定です。</p> <p>周辺農地との関係等については「作付けを行うことにより、周囲に及ぼす影響は特にない。」という申請内容です。</p> <p>「14 号」について説明します。</p> <p>土地の所在等は、金城町小国の田、3 筆、4,601 m²で、贈与にかかる許可申請です。</p> <p>譲渡事由は、県外在住のため耕作困難なため、譲受事由は譲受人の自宅近くであり、以前から利用権設定により耕作しておられ、所有権移転後も水稻、野菜等を栽培される予定です。</p> <p>周辺地域との関係等については、現在も譲受人が耕作しており、周辺農地に支障はないという申請です。</p> <p>すべての案件につきまして、下限面積要件、耕作要件、周辺への影響について問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p>
13 番 大崎委員	<p>「10 号、12 号」につきまして、「13 番 大崎委員」お願いします。</p> <p>事務局と現地確認し、事務局の説明とおおりです。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	「11号」につきまして、「12番 高橋委員 もしくは 小松原委員」補足説明がありましたらお願いします。
12番 高橋委員	事務局と現地確認しました。説明のとおり親子間の贈与で、現状と大きく変更はないと思われま。よろしくお願。いいたします。
議 長	「13号」につきまして、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」補足説明がありましたらお願いします。
14番 河野委員	事務局と現地確認しました。相当に筆数は多いのですが、耕作されていない農地も草刈り等されていて、今後も農地として管理されていくものと確認し、今後も見守っていきたいと思います。よろしくお願。いいたします。
議 長	「14号」につきまして、「9番 河崎委員」補足説明がありましたらお願いします。
事務局代弁	「9番 河崎委員」より代弁をお願。いされました。委員と事務局で現地確認いたしました。これまでも譲受される方が中間管理等で利用権設定し、耕作されておりました。今後もしっかり耕作されていくと思われま。すので問題はないと思。います。よろしくお願。いいたします。
議 長	事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願。いします。
事務局	事前質問は、ありませんでした。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手全委員 ～
議 長	挙手、全委員です。承認といたします。
議 長	続きま。して、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請は、2 件です。 事務局から説明をお願。いします。
事務局	農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

	<p>「17号」について説明いたします。 土地の所在は、下府町の畑、1筆、82㎡です。 転用目的は「個人用住宅」で、「始末書」が添付されており、「昭和59年頃、父親が農地法の許可を得ず家屋を増築したため」という内容です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、農地区分は第3種農地と判断いたしました。利用期間は永久です。 なお、「周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」という申請です。</p> <p>「18号」について説明いたします。 土地の所在は、日脚町の田、2筆、1,138㎡です。 転用目的は「貸店舗・事務所、駐車場」で、「顛末書」が添付されており、「昭和63年、父親が申請地の一部を宅地として整備し貸し出したが、借受人が建物を建築、平成30年に申請地を貸し駐車場として整備したため」という内容です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地と判断いたしました。利用期間は永久です。 周辺との関係等については、「貸し駐車場はアスファルト舗装し、表土の流出を防いでいる。 周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」という申請です。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「17号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>事務局と現地確認しました。農地に増築されていますが、父親の時代であり、仕方ないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>「18号」につきまして、「1番 前田委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
1番 前田委員	<p>事務局と現地確認しました。資料のとおり、ディーラー（自動車販売会社）の駐車場となっており、顛末書の経過説明のとおりです。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前質問は、ありませんでした。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>
委員	<p>質疑なし</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。 第4条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>

議長	<p>挙手、全委員です。承認いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、3件です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいという申請です。</p> <p>「29号」の所有権移転の許可申請について説明します。 土地の所在は、「日脚町の畑、2筆、396㎡」です。 転用目的は、個人住宅で、譲受人は現在借家に住んでいるが、子どもが大きくなり手狭になってきた。また、家賃も高いので、申請地を取得し自己の住宅を建築したい」と申請されています。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域で、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>工事期間は令和5年5月末日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺との関係等については「住宅の汚水排水は、合併浄化槽を経由して市道側溝に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。</p> <p>「30号」の所有権移転の許可申請について説明します。 土地の所在は、「下府町の畑、1筆、224㎡」です。 転用目的は、「個人住宅を建築したい」と申請されています。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年6月末日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺との関係等については「埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、コンクリートブロック土止めなど被害防除対策には万全を期す。 生活排水は合併浄化槽を通じ、雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。 その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。</p> <p>「31号」の所有権移転の許可申請について説明します。 土地の所在は、「金城町七条の畑、1筆、67㎡」です。 転用目的は「駐車場」で、「申請地前の道路を挟んで対面に譲受人の自宅があり、申請地を駐車場スペースとして利用したい。」と申請されています。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年5月末日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺との関係等については「表土の流出を防ぐためにバラスを敷設する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」という申請されています。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p>
1番 前田委員	<p>事務局と現地確認を行いました。汚水・生活排水は、合併浄化槽を通じて側溝へ流すということで、問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「30号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>

14 番 中田委員	事務局と現地確認しました。この住宅予定地は、昔はブドウ園でしたが、資料で見ただけだとおり、現在は耕作放棄地になっており、住宅化しております。 最近、この周辺には住宅ができておりまして、特に周辺の農地には影響はないと思われ ますので、よろしくお願いします。
議 長	「31 号」につきまして、「13 番 大崎委員」をお願いします。
13 番 大崎委員	事務局と現地確認しました。譲受人の息子さんが住宅を建築されて、駐車場がないため の申請です。よろしくお願いします。
議 長	以上で、第 5 条申請について説明が終わりました。 事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。
事務局	事前質問は、ありませんでした。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 第 5 条の規定による許可申請（28 号を除く）について、ご承認いただける農業委員の挙 手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全委員 ～
議 長	挙手、全委員です。承認といたします。
議 長 (1 番 原田会長)	それでは、議長を交代いたします。 議第 5 号、転用統制外証明願は、6 件です。事務局から説明をお願いします。
事務局	転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であ っても、「農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されて きたもの」、「自然災害により被災、埋まってしまったもの」、「自然荒廃や耕作放棄により 概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなど」に対して農業委 員会が認めて交付するものです。 「20 号」について説明します。 土地の所在は「上府町の田畑、2 筆、926 m ² 」です。 農地区分は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第 2 種農地と判断しま した。 証明願の内容は「昭和 63 年頃から耕作放棄、現況山林」で、「復旧治山事業の施行予定 地であり、現況に併せて地目を変更したい。」という申請です。 「21 号」についても同様に、「20 号」と同資料をご覧ください。 場所は、上府保育園から約 800m 東の上府町上条です。

	<p>土地の所在は「上府町の田、1筆、283㎡」です。 証明願の内容等は、「20号」と同様です。</p> <p>「22号」について説明します。 土地の所在は「金城町七条の田、5筆、2,542㎡」です。 農地区分は、農用地区域内農地です。 証明願の内容は「昭和61年から耕作放棄、現況原野」という申請です。</p> <p>「23号」について説明します。 土地の所在は「三隅町井野の畑、1筆、36㎡」です。 農地区分は、農用地区域外、都市計画区外で、第2種農地と判断しました。 証明願の内容は「昭和年月日不詳より耕作放棄、現況山林」という内容で、参考事項として「農地への復旧は困難で、登記地目と現況地目を一致させるため」と申請されています。</p> <p>「24号」について説明します。 土地の所在は「三隅町河内の鹿子谷行政区と三隅町向野田の畑行政区」の田畑、22筆、7,736.3㎡です。 農地区分は、農用地区域外、都市計画区外で、第2種農地と判断しました。 証明願の内容は「昭和年月日不詳より耕作放棄、現況山林」という申請で、参考事項として「農地への復旧は困難で、登記現況地目を一致させるため」と申請されています。 現地につきましては、地元の方がおられましたので、申請農地のおおまかな場所及び農地へ行く作業道等を教えていただきましたが、長い期間耕作されておらず作業道が荒廃しており、一般道から農地へ入れない状況でした。 このような状況で、申請のように今後も農地として復旧することは非常に困難と判断いたしました。</p> <p>「25号」について説明します。 土地の所在は「宇野町の畑、1筆、471㎡」です。 農地区分は、農用地区域外、都市計画区外で、第2種農地と判断しました。 証明願の内容は「年月日不詳より耕作放棄、現況山林」という申請です。 以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議長 14番 中田委員</p> <p>担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「20号、21号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p> <p>事務局と現地確認いたしました。 現地は、砂防ダムを造っておられ、ほぼ完成しております。 周辺の農地は何年も耕作されておらず、現在は竹林と林になっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議長 13番 大崎委員</p> <p>「22号」について、「13番-大崎委員 もしくは 渡邊委員」補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>事務局と現地確認へ行きました。耕作はされていませんでしたが、資料のように耕作できそうな感じがいたしました。判断が難しいため、皆さんの意見をお願いします。</p> <p>議長</p> <p>「23号」について、「6番 領家委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
--	--

6 番 領家委員	事務局と現地確認いたしました。メイプル牧場の付近です。現地は、どこから現地へ行けば良いかわからないような山林となっています。よろしくお願ひします。
議 長	「24号」について、「11番 玉田委員 もしくは串崎委員」補足説明がありましたらお願ひします。
11 番 玉田委員	事務局と領家委員もおられましたので、一緒に現地確認しました。 現地は確認できないような状況で、資料にお墓が見えておりますが、この奥になると思われます。今後、どのようにしても農地とすることはできない場所と思われます。 よろしくお願ひいたします。
議 長	「25号」について、「14番 河野委員」補足説明がありましたらお願ひします。
14 番 河野委員	今回は14番 近重委員がおられませんので、私から報告いたします。 宇野町は私が住んでいる地区であり、事務局と現地確認いたしました。 この案件につきまして、資料には事前に申請者撮られた写真がありますが、山の奥で足元も悪く現地へ行く道もわからないような状況でした。写真のように農地に復旧することはできないような状況ですので、よろしくお願ひいたします。
議 長	転用統制外証明願について説明が終わりました。 事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願ひします。
事務局 事前質問・回答	2番 三浦委員から事前質問がありました。 「転用統制外証明願 22号」について 地域として農地を守る体制作りの手法である中山間地域等直接支払制度の集落協定にこの地域は加入していません。 「非農地申請して、他の方に管理してもらいたい」この発言は理解できません。 農地なら行政の管理対策支援もありうるのに、行政から助言をしないのか。 資料の現地写真によると、申請圃場の上位には、セイタカアワダチソウが繁茂しているように見えます。 航空写真から、農産物生産には高条件の圃場に思われます。支所の考えを尋ねます。
事務局 支所担当課からの 回答	当該農地が存する地域の一部農地については中山間地域等直接支払制度を実施してはいますが、当該農地については、耕作放棄地となつてから長年耕作していないため中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地になっておりません。 前述の国の補助事業に加え、耕作放棄地の解消事業など、市としても補助事業に取り組んでおりますが、当該農地及び周辺農地は農業用水の枯渇等の問題から耕作を続けることが困難な状態となつたため、長年にわたり耕作放棄地となつてはいます。 また、所有者においても高齢化や農業後継者がいないことから耕作や維持管理を続けることが困難な状況となつてはいます。 元々使用していた水源（ため池）の枯渇により使用できない状況において、当該農地を復旧して耕作を再開させるのは困難であると考えます。 以上、回答がありました。
議 長	ただいま、事前質問に対して答弁がありましたら、質問者よろしいでしょうか。

12 番 三浦委員	この地域の人・農地プランはどのような状況でしょうか。行政が見放した地域というのでしょうか。浜田市では、守るべき農地と、そうでない農地を分けるという政策を発表されました。そういう観点からも含めて、この地域の人々のプランの状況を教えてください。
議 長	事務局、お願いいたします。
事務局	人・農地プラン等は、担当課に問い合わせますのでしばらくお待ちください。
議 長	議第5号、転用統制外証明願「22号」につきましては、保留させていただいて、それ以外の案件につきまして質問等ありますでしょうか。
委 員	質問なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 転用統制外証明願について、「22号」以外の案件について、ご承認いただけます農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全委員 ～
議 長	挙手、全委員でございます。承認といたします。
議 長	事務局より回答の準備ができたようです。 それでは、転用統制外証明願「22号」につきまして、お諮りしたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	ご質問のありました人・農地プランについては、対象地域ではありません。 農用地区域農地（守るべき農地とそうでない農地）につきましては、次第にありますように農用地区域内農地ですが、全地域で農業振興地域の見直しをしており、検討中であります。 現地の状況ですが、現地確認委員さんの報告、質問委員さんの意見及び現地資料写真のとおりであり、事務局としても非農地証明の判断は難しいところです。
議 長	資料及び担当委員の現地確認の報告等により、現況から非農地証明の対象とはならないと判断されますが、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委 員	意見なし
議 長	「22号」につきましては、取り下げ又は却下ということで、申請者等へ通知させていただきたいと思っております。
議 長	そのほか、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局	事前質問は、ありませんでした。また、事務局からも報告事項等はありません。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委 員	質疑なし
議 長 1:26:22	その他、ご意見等、無いようですので、 以上を持ちまして、第 22 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 20 分